

障害者総合支援法による補装具製作方法

神戸市在住の方用（補装具製作が初回の方）

ご使用中の補装具は、障害者総合支援法により障害者手帳を利用して製作を行うことができます。製作を行うためには各区役所が発行する医学的意見書をかかりつけの病院で記載いただき、『文書判定』を受けていただくか、神戸市の障害者更生相談所で補装具判定医が判定を行う『来所判定』に出席していただく必要があります。

製作までの流れ

① お住まいの区役所のあんしんすこやか係へ行き、補装具を新しくしたい旨の申し出を行なってください。

* 申請の際には障害者手帳と印鑑をお持ちください。

② 文書判定の場合

医学的意見書の記載をかかりつけ病院の医師に依頼してください。（病院や日程によっては、義肢装具士が不在の場合がありますので、事前に弊社までご連絡いただけますと対応が円滑です。）当日は医師の指導のもと義肢装具士がお身体の採寸・採型を行います。

後日改めて弊社よりご自宅へ製作する補装具の見積書を送付いたしますので、医学的意見書と合わせて、あんしんすこやか係へ提出してください。

来所判定の場合

かかりつけ医での医学的意見書の作成が困難な場合には、障害者更生相談所での来所判定に出席していただく必要があります。その場合は区役所にてご予約をお取りいただいた上で、判定を受けてください。当日は判定医の指導のもと義肢装具士がお身体の採寸・採型を行います。

③ 区役所より『支給決定通知書』がご自宅に届きます。届きましたら弊社までご連絡ください。連絡が入り次第、補装具の製作を開始させていただきます。

* 区役所から弊社への支給決定通知はございませんので、必ずご連絡の程よろしく願います。

④ 完成後、お電話でお渡しする日時と場所のご相談をさせていただきます。

来所判定の場合は、障害者更生相談所でのお渡しとなります。

⑤ 支給券、委任状と引き替えに補装具のお渡しになります。

* 電動車椅子に関しては文書判定を行っておりませんので、来所判定のみになります。

ご不明な点がございましたら下記までご連絡ください。

株式会社 澤村義肢製作所

〒650-0047 兵庫県神戸市中央区港島南町3丁目3番24

TEL:078-304-6680 FAX:078-304-6681 <https://sawamuragishi.jp/>